平成２９年（フ）第３７９号
埼玉県所沢市北有楽町２番14―304号　パークサイドヒル所沢
債務者　金子ひろみ
1　決定年月日時　平成29年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第３８２号
埼玉県坂戸市大字塚越1416番地15
債務者　佐藤美知子
1　決定年月日時　平成29年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第４２２号
埼玉県ふじみ野市上福岡２丁目７番18号　セントラルマンション103、前住所埼玉県ふじみ野市西２丁目３番15号　グロリアスマンションヨン101
債務者　石丸　眞佐
1　決定年月日時　平成29年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第４２５号
埼玉県ふじみ野市上福岡２丁目７番18号　セントラルマンション205、前住所埼玉県ふじみ野市鶴ケ岡２丁目１番23号　かねさいビル102
債務者　金村　謙次
1　決定年月日時　平成29年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第４３８号
埼玉県川越市仙波町１丁目10番地７
債務者　大宅　幸男
1　決定年月日時　平成29年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第４３９号
埼玉県川越市仙波町１丁目10番地７
債務者　大宅　光子
1　決定年月日時　平成29年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第４４０号
埼玉県富士見市羽沢１丁目23番７号
債務者　須藤　史子
1　決定年月日時　平成29年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第４４２号
埼玉県入間郡毛呂山町大字市場1011番地15、前住所埼玉県坂戸市清水町36番26号　フォーブルラプラス203号室
債務者　山田　　彩（旧姓田代）
1　決定年月日時　平成29年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第４４９号
埼玉県所沢市小手指町４丁目19番地の８　キングスヴィレッジ403
債務者　渡邊　八通
1　決定年月日時　平成29年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第９１号
千葉県銚子市長塚町３丁目663番地　メゾンメディコ101号室
債務者　永井　琢也
1　決定年月日時　平成29年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第３４号
北海道標津郡中標津町東18条南４丁目２番地　あずまグリーン団地４号棟412
債務者　増田　　稔
1　決定年月日時　平成29年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
釧路地方裁判所根室支部

平成２９年（フ）第４５３号
仙台市太白区郡山８丁目20番７―504号、従前の住所仙台市泉区館３丁目27番地の10
債務者　鈴木　恵子
1　決定年月日時　平成29年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第１７９号
茨城県常陸太田市真弓町575番地
債務者　山縣　和子
1　決定年月日時　平成29年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第１９１号
茨城県水戸市若宮２丁目３番10号
債務者　澤部　千尋（旧姓矢島・上田）
1　決定年月日時　平成29年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第１９８号
茨城県東茨城郡大洗町磯浜町1547番地の１
債務者　石﨑　浩司
1　決定年月日時　平成29年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第２２６号
茨城県水戸市柵町１丁目５番10―203号　水戸パークシティー
債務者　梅原　理恵
1　決定年月日時　平成29年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第２５９号
茨城県小美玉市羽鳥2869番地33　カーペンターハウス101
債務者　長谷川博美
1　決定年月日時　平成29年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
水戸地方裁判所